

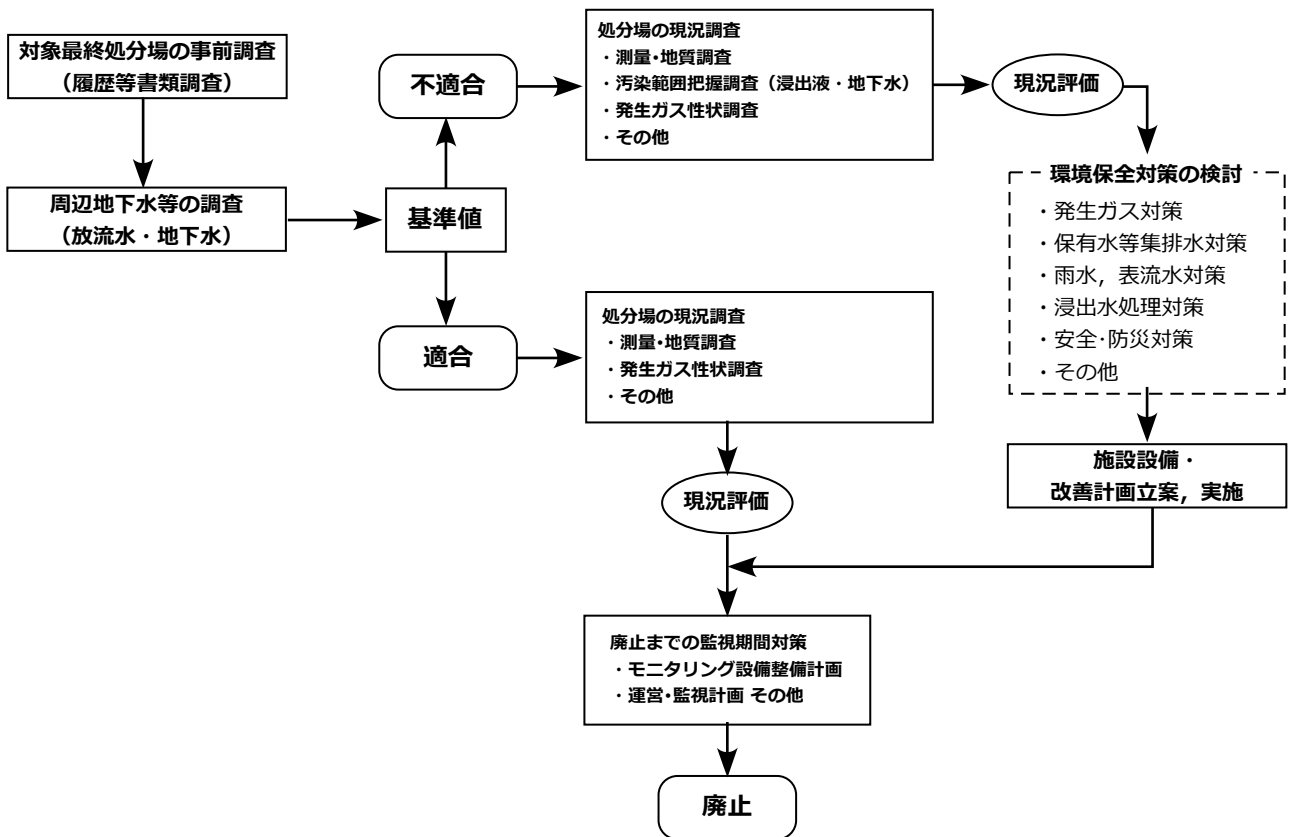
## 一般廃棄物最終処分場の廃止の確認申請に必要な調査，分析，申請書の作成を行っています

遮水工や浸出液処理施設が設置されていない等の最終処分場についても，必要な処置及び周辺調査を行った後，最終的に鹿児島県へ処分場の廃止を行う必要があります。

一般廃棄物最終処分場の廃止にあたっては，埋立地からのガスの発生量や内部の温度，周辺地下水の水質等の廃止基準を満足しなければなりません。

協会では，これまで廃止の確認申請に必要な調査の計画立案，調査，分析，申請書の作成等を行っており，申請手続き全般について適切にサポートいたします。

## 一般廃棄物最終処分場適正化に係る調査の流れについて



資料：「一般廃棄物最終処分場の適正化に向けて」（（財）日本環境衛生センター）